

■ 徳島県環境審議会総会 平成16年度第3回会議 会議録

- 1 日時 平成17年2月10日(木)午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席者 委員40名中29名出席
(1号委員：学識経験者、50音順、敬称略)
井口利枝子委員、池田早苗委員、池田隆行委員、石田方子委員、岩崎正夫委員、樫本幸実委員、鎌田磨人委員、喜多知子委員、際田弘志委員、桜井えつ委員、佐藤征弥委員、篠崎佐千代委員、竹内久委員、近森憲助委員、津川なち子委員、寺戸恒夫委員、唐渡義伯委員、中央子委員、中村英雄委員、濱口靖徳委員、藤岡幹恭委員(副会長)、藤田眞寛委員、藤村知己委員(副会長)、松橋利江委員、三好保委員(会長)、本仲純子委員、本久ミドリ委員、森逸子委員、山城弘司委員

(事務局)
飯泉知事、田村環境局長、村上環境局次長、齋藤自然共生室長 ほか
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ 飯泉知事
 - (3) 議事 徳島県希少野生生物の保護に関する条例(仮称)のあり方について
その他
 - (4) 閉会

■ 議事

【司会】

定刻がまいりましたので、ただいまから徳島県環境審議会 総会を開会いたします。

本日の出席委員は、28名御出席たまわっておりますので、当審議会委員数40名の過半数を超えております。環境審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、この会が有効に成立しておりますことをまずもって皆様に御報告申し上げます。

始めに、飯泉知事から御挨拶を申し上げます。

【飯泉知事】

本日は、今年度第3回目の環境審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中御出席を賜りまして誠に有り難うございます。

また委員の皆様におかれましては、日頃から本県の環境行政推進にあたりまして大変御尽力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

皆様もうご存知のように、本県におきましては、今「環境首都とくしま」、この実現を目指しまして、その方向性を示す「徳島県環境基本計画」、またこれを県民運動まで高めていこうという御提言もいただきまして、これを「環境首都とくしま憲章」ということで、しかも身近なところから、小学生の皆さんから高齢者の皆さんまで取り組みやすいものということで、「トライ21」というものをこの中に定めさせていただいております。この「環境首都とくしま憲章」と「徳島県環境基本計画」、これらによりまして本県の環境行政、これを順次進めているところでございます。そして昨年の11月には当審議会からご答申をいただきました「徳島県生活環境保全条例」のあり方につきまして、今この条例制定に向け、そしてできればこの2月議会にかけていきたいということで最終の調整を行わせていただいているところでございます。そこで本日は、議題の一番目にもあります、「徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方」について、これにつきまして諮問をさせていただきたいと、このように考えております。

この「環境首都とくしま」を築いていく上では、やはりしっかりとした生態系、しかも平成13年度につくりました徳島県のレッドデータブック、この中にはメダカをはじめ多くの絶滅危惧種、これが確認をされているところでもございます。また今世界中におきまして、何と種が13分に1種ずつがですね、毎年のように消えていくという大変危機的な状況にもあるわけでございます。そこで本県におきまして、このレッドデータブックで確認をされたそれぞれの希少野生生物、これらの保全・保護、これに向けまして皆様の方からいろいろな角度から御意見を賜りまして、これを条例化をするという方向で取り組んでまいりたいと。このように考えております。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

【司会】

ここで、本日の配付資料を御確認下さい。

お手元には、まず次第のほか、配席図、資料 1、徳島県環境審議会設置条例、冊子が 2 冊ございます。一冊は徳島県環境基本計画概要版、もう一冊はこちらでございます。オンリーワン徳島行動計画、以上、ございますでしょうか。無ければ事務局がお配りいたします。よろしくございますでしょうか。それでは、今皆様のお手元にございます資料 1 につきまして、一ヶ所資料の訂正をお願いいたします。資料 1 の 5 ページをお開きください。この上の方にございます、【推定約 1 2 万 3 千種】を【推定約 1 5 万 6 千種】にご訂正いただければと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

【司会】

それでは、以後の進行につきましては、会長さん、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、議事の審議に入りたいと思います。

お手元の次第にございます「徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方」について、本日、諮問があります。

その諮問内容について県側から諮問書を読み上げていただきます。

【飯泉知事】

徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方について（諮問）このことについて、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ただいま諮問書を受け取りましたので、皆様方のお手元に、その写しをお配りいたします。暫時お待ち下さい。

この諮問に関連して、事務局において別途資料が用意されておりますので、まずその資料の説明を受けたいと思います。

事務局の説明を受けました後で、御質問と合わせて各委員のこの諮問内容に対するお考えもお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局の方、御説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料に基づきまして、今回諮問にかかります希少種保全条例（仮称）の諮問にいたします概要、あるいは条例制定にかかりまして全国的に検討されている項目等につきまして、御審議に先立ち、御承知のこととは思いますが、事項を整理するとい

う意味で参考として説明させていただきます。

座らせて説明させていただきます。

資料の１ページを御覧下さいませ。

１の条例制定の必要性でございますが、野生生物保護の前提条件としては、自然環境及びその構成要素である野生動物は守っていくべき県民の共有財産という認識が高まっております。身近な話でいきますと、トンボやメダカ、ドジョウに代表されます。あと付け加えますと、動物ですとタガメとかゲンゴロウ、カタツムリ、ホタルなんかも最近では保護の対象に入っていると思いますが、あるいは植物でいいますと秋の七草、フジバカマ、オミナエシ、キキョウ、我々が子どもの頃から親しんできました動植物が全国的にいなくなってきたといわれております。自然豊かといわれている徳島でもそのような状況になってきております。そういう身近な野生生物を含め、野生生物と、野生生物が生存できる自然を残していくことは、我々人間が人間生活を維持していくためにも重要でないかと認識が高まり、人類の財産あるいは県民の財産として、野生生物の保護、特に絶滅のおそれのある野生生物の保護の必要性が世界、国、地域においても認識される状況になっております。野生生物保護の動きをごく概略的にふれさせていただきますと、平成４年ブラジルのリオデジャネイロで開かれました地球サミットで、生物多様性に関する条約が調印されております。国はそれを受けまして、平成７年に生物多様性国家戦略の策定、１３年にはそれを見直し、改訂版、新・生物多様性国家戦略の策定をしております。その中で自然生態系の保全が人類生存の基盤である。野生生物の保護が生物多様性の観点から必要であると表明されております。もちろんそれ以前から保護の動きがございまして、ＩＵＣＮ国際自然保護連合が１９６６年、昭和４１年に、レッドデータブックを作成したのをはじめとしまして、平成元年日本自然保護協会が植物編のレッドデータブックを作成、環境省も平成３年動物編のレッドデータブックを作成するなど、絶滅のおそれのある野生生物を保護する活動が始まっております。

これらの動きの中で、平成４年、「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」、通称略しまして「種の保存法」といわれておりますが、これを制定しまして、全国的に希少な野生生物の保護の施策を展開しております。同時に、全国的希少野生生物とは別に、地域的に固有の種もあり、また他県に多く分布していても、南限とか北限とかで貴重な種とか、全国的に分布する種であっても地域に偏ることなく、全国的にバランスがとれて生息・生育することが必要とのことで、その種の保存法の第２条に、地

方ごとに絶滅のおそれのある野生生物の種の保存のための施策を策定し、実施するよう努めるものとするとの規定も設けられております。この全国一律の種の保存法を補完し、地域で細かく野生生物の保護に対応していくために、また効果的保護施策を統一的、体系的に展開するためにも、地域で保護施策を展開する何らかの法的根拠、条例の制定が必要ではないのではなかろうかというのが今回の諮問に至る経緯の一つであります。

なお、今後私の説明におきまして、絶滅のおそれのある野生生物の言葉が長すぎますので、一応定義等の問題がありますけれども、便宜的にこれから希少種という言葉で言わせていただきます。

次に2の希少種保護の現状でございますが、県といたしましては、そのような状況を受けまして、平成7年から県版のレッドデータブックづくりに努めまして、希少種のリストアップを進め、平成13年3月にレッドデータブックを完成しております。引き続きまして平成14年3月に動物編、15年3月に植物編の普及版を作成し、保護のための啓発活動等の施策を展開しております。また15年度からは希少野生動植物保全対策検討委員会を設け、保護のために何が必要か、その対策等を検討しておりますが、その中で希少種保護のためには条例の制定など法的規制措置を設けることが効果的との提案もされております。なお平成13年、環境局の方では野生生物とその生息環境の保全等の方針を定めましたビオトーププランをつくっておりますが、これは公共工事部局が環境配慮指針の作成、あるいは環境配慮を実施する場合の拠り所となっております。各県でも希少種のリストアップ、レッドデータブックの作成に引き続き、希少種関係の条例の策定が行われておりますが、各県の希少種保全関係の条例の策定状況等はお手元の資料の2ページの方にあります。制定済みが16都道府県、制定中、検討中が18府県となっております。お手元にも配っておりますが、県の環境保全にかかる計画としましては、「オンリーワンとくしま」の実現を目指します「オンリーワンとくしま行動計画」の基本目標3「環境首都とくしま」の実現の重点施策の6に自然との共生の推進を掲げ、野生生物とその生息環境の保護が目標として記載されております。お手元に配ってます概要資料の18、19ページに載っております。また環境基本条例の基本理念に基づきまして策定しました環境基本計画の施策展開のための重点プログラムの推進、テーマ4に豊かな生態系を育む地域づくり、主要施策の推進の長期目標1に人と自然の共生を掲げ、自然環境、希少生物の保護、生息・生育環境の保全が掲げられております。これはお手元に配ってます概要資料の7ページ、8ページの方に載っております。

続きまして、3の希少野生生物保護の課題であります。先程も申し上げましたが、国の種の保存法では、地域固有あるいは地域希少の野生生物が守れない、レッドデータブックは希少種の保護の必要性についての啓発資料であっても、保護を義務づけるための根拠にはなっていません。このため、希少種保護のために新たに保護を義務づける根拠が必要とのことで、全国的にも希少種保護関係の条例が制定されております。また保護すべき希少種の範囲や保護方策が不明確で、利用と保護との調整において混乱を生じているところからも、希少種の保護施策を統一的、体系的に展開する拠り所としての条例の制定が検討されております。4に移りまして、検討のスケジュール（案）でございますが、本日の諮問から始まりまして、中間とりまとめ、パブリックコメントは7、8月頃、11月頃に答申をいただきまして、17年度中の条例制定を目指すということにしております。

昨年御審議をいただきました、生活環境条例の検討スケジュールとほぼ同じスケジュールを考えております。委員の皆様方におかれましては、特に自然環境部会の委員の皆様方にはハードなスケジュールとなりますが、よろしくお願いいたします。

2ページを御覧下さい。

先程説明しましたが、各県の条例の制定状況になっております。

続きまして、3ページをお開き下さい。

希少種の保護に関する条例の検討にあたっての基本的な考え方、他法令との関係、条例のあり方を御審議していただく際に、他県で検討されている項目の主なものを図示化したものがこの表でございます。図の左側の種の保存法との関係につきましては、先程ふれましたので省かせていただきます。右側のこれまでの取組のところに書いてます、種の保存法以外の法令等で申しますと、自然環境保全条例は原生自然とか貴重自然の保護、自然公園条例・自然公園法の主体は優れた景観の保全と特別地域と保護地域の自然と野生生物の保護、鳥獣保護法等では野生鳥獣の保護と、野生生物の保護の観点から見ますと部分的であったり付随的であります。野生生物を主体的、統一的に保護するため、今新たな課題となっている身近なところにいる野生生物も含めた野生生物の保護、外来種対策、環境配慮などに主体的に対応する観点から、多くの点で希少種保護関係条例が検討されております。参考としまして、先行他県の条例制定にあたりまして検討されました項目がその3ページの下のところを書いてあるような項目でございます。4ページにも同じような条例検討事項を書いてございます。3ページの下と4ページとは重複し

ますので、４ページの方で説明させていただきます。

検討項目、審議していただく項目、大きく分けまして条例制定にあたっての基本的考え方、保護の考え方とか基本理念、それと個別内容に分かれます。基本理念では目的、定義、基本方針、責務等の規定が他県では検討されております。個別項目では、資料でも簡単には記載しておりますが、個体の取扱等の５項目について検討されておまして、個体の取扱では保護すべき野生生物の指定、捕獲、商取引等の禁止規定が、生息地の保全では保護のための地域の指定とそのゾーニング、保護推進体制では県民協働による情報収集、監視体制の整備とか、保護すべき野生生物の種の選定等を検討する制度、保護回復事業等の規定が検討されております。外来種対策では、従前は各県では情報収集とか規制地域等での保護地区の禁止等が検討されております。なお外来種対策につきましては、国が重要課題として、国において特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律、通称といいましても、略し方がいろいろありまして、まだ定まっておられませんけれども、一応便宜的にここでは外来生物法と言わせていただきますけれども、外来生物法が制定されまして、昨年の１０月に特定外来生物被害防止基本方針の策定が閣議決定されておりますし、皆様方ニュースで御覧になったかと思いますが、ブラックバス等を含めた３７種が特定外来種に指定されるなど、国の外来種の対策がスタートいたしております。なお施行は、法律は多分１７年６月からと国の方はなっていると思います。従いまして、国の法律と重複して何を規定するか、またできるのかという、国との役割分担等が少し他県とは違ってまいりますが、こういう項目が検討項目となっております。環境配慮では、県の率先と環境配慮の義務づけが検討されております。本県でも県の公共工事事務局が環境配慮を実施する場合に、先程も説明いたしました、環境局で作成しておりますビオトーププラン、野生生物とその生息環境を保護する方針、大局にたった生態系保全プランとでも申しましょうか、このプランがございまして、全国的に評判が高いプランとなっておりますが、これが基本となって実施していただいております。

次に、５ページに移りまして、先程説明しました個体の取扱に関連する説明ですが、保護すべき野生生物の指定とか分類をイメージしていただくための図というか、表になっております。「指定希少野生生物」、その上にさらに「特別指定希少野生生物」というような区分をして許可とか届け出というようなことの制度を検討しているようでございます。

6 ページに移りまして、生息地等のゾーニングの考え方についてのイメージ図でございます。一定の開発行為に許可のいる管理地とか、あるいは届け出だけでよい監視地区、あるいはさらにもっと厳しい立入禁止地区等の設定が検討をされております。

以上、走り回りで説明させていただきましたが、以上が審議に先立ちまして参考事項といたしまして諮問に至ります経緯、あるいは県として考えております必要性を説明させていただきました。以上でございます。

【会長】

はい、有り難うございました。

ただいま、事務局から御説明いただきました内容及び各委員の先生方の御意見などをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

【委員】

いくつかちょっとお聞きしたいことがあるんですけども、一つはですね、例えばこの4 ページに示された検討事項ですが、例えば例をあげると、生息地等の保全という大きな検討事項の枠組みがあるんですけども、一方で工事等における配慮という言葉があるわけですね。具体的に枠の中で囲まれているのを見ましても、開発行為等の制限ということと、開発行為における希少野生生物への配慮というような形でですね、全てではないにしてもかなり重なる部分がある。そうすると、例えば検討する際に、あるいはできあがった条例というものは、それぞれが独立した形で何か規定みたいなものが生まれてくるのか、あるいはこういった関連性を重視しながらですね、一体的あるいは包括的にこういう検討がなされていくのか。まあそういうことについてもこの審議会でそれなりの意見を述べることはなるんでしょうけども、条例をつくる県側の考え方といいですかね、徳島県の方ではこういったものを独立に、もちろん全ていろんなことを言ってもどうしても重なってくるんですけども、特にこういった目に見える形で重なっている場合にですね、これをどういうふうな形で条例っていう具体的な形で表していこうとしているのか、その点が一点お聞きしたい点です。

それからもう一つはですね、例えば卑近な例をあげますと、これが希少野生生物の保護に関する条例が対象としているものかどうか私はちょっとわからないんですが、例えば野生生物、去年あたりもイノシシとかクマとかですね、ああいうものが出てきて、かなり住民に被害を与えたと。そういったものに対してどうするのかというようなことも

この条例でやはり考えていくのだろうかということですね。つまり一方で保護はするわけですが、一方でそういった特に人間の生活環境がどんどん自然の中にどんどん入り込んでいっている。あるいは昨年の例でいきますと、災害が非常に多くて、山で非常に動物の食料が少なくなって居住している地域に出てきたというようなことを聞いておりますけども、そういった人間の生活と野生生物の保護ということとの接点ですね、そういったところで起こるいろんなトラブルに対してもこの条例っていうのはそれなりの対処をしていこうとしているのか。あるいはまたそれは別の条例なり法律等でカバーしようとしているのか。そういったことです。

それからもう一つは、例えば希少種がそこに生息しているような場所に開発行為っていうものが出てくる場合、そういう場合にですね、例えばどういった保護をしていくのか。あるいは保護対策を講じた後のですね、そういった希少種の生息状況、あるいは保護対策の効果、そういったものを評価していく、あるいはモニタリングしていく、そういった制度的枠組みみたいなものもこの条例でつくろうとしているのか。あるいはそれはまたかなり具体的で細かいことになるからそれはしないで、例えば公共工事における希少野生生物保護の推進というのはただ推進しましょうということで終わっていくのか、あるいはもうちょっと具体的な制度的枠組みまで踏み込んでいくのか、そういった点をちょっとお聞きしたいと思って発言をしました。以上です。

【会長】

はい。

【事務局】

それでは答えさせていただきます。

重なる部分でございますが、生息地等の指定にかかりますと、どうしても環境配慮という問題と重なってくるというようなことでございますが、これからご審議いただきますので、どういう体系になるかによって変わってまいります。今まで考えておりますところでは、生息地は個体の種を保存するためにどうしても生息地を守らなければならないということになれば、その地域を生息保護地域として開発等の規制がかかるということになります。従いまして、その指定になった地域につきましては、許認可等を取って開発していただくという行為で重複してまいります。それ以外の土地につきましても、今度大きく2番とも関連していますが、アセス法、条例がございますので、それらの法令で全体の環境配慮はアセス法等に従いやっていただく、それでとりかかれな

ころが環境配慮という形で条例で環境に配慮していただくという形になります。3番目の開発との調整との話につきましては、モニタリング等の話でございますが、環境配慮ということの中に、先程も説明させていただきましたがビオトーププランというのを説明させていただきましたが、そのビオトーププランなどのような生息地とか種を保存するような考えに基づいて公共工事にかかって下さいよという考えでやって下さいよというのがビオトーププランで、そういう形での環境配慮をお願いしたいということです。条例では環境配慮を実施していただく場合は、そういうことを念頭に開発行為等に当たって下さいよというような規定かなと、とりあえずは考えております。

それと、被害が出た場合、3番目でしたかね。被害が出たような場合にということでございますが、クマなどの野生生物の保護に関係しましては、まず被害対策、私どもの立場からは、保護からまず入っていきませんが、被害対策の観点からは別の方面からやっていただいてというようなことを考えております。

【副会長】

ちょっと県は出すぎじゃないの。

【事務局】

すいません。

【副会長】

だってこれからどういう条例を作ったらいいんかということを知事は諮問したわけですよ。

だから今委員さんからの発言は、それに関連した話だから、それはこれからの審議で決めることであって、県がどう考えておろうと、まあ関係ないとは言いませんけれども、ここで県側が意見を言って規制しようなんて態度だったら、これはけしからんと思うよ。そういうつもりじゃないんでしょうけど。

ですから、ただいまの委員さんの話は、これから審議会がどういうスタンスで条例をつくったらいいのかということを決めるべき話であって、県の態度を聞く必要はないと僕は思いますね。

【会長】

よろしいですか。

他にどなたか御発言あるいは御意見ございませんか。

はい、どうぞ。

【委員】

ここで出てきてる案は、もちろん徳島県の条例ということなんですが、野生生物は自分が徳島県にいるから徳島県の生き物だとか思っているわけじゃなくて、当然移動したりオーバーラップしたりする部分もあるわけですね。そういった時に、四国の他の県との共同作業で、どういうふうになるのか。これは完全に徳島県だけで考えていいものなのか。他の県では条例ができているところもあれば、策定中のところも資料を見るとあるみたいなんですけど、そこらへんをうまく同じような考え方で進めていけたらよいんではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【会長】

どなたか。事務局の方でしょうか。

【事務局】

条例は県でつくりますが、県といいましても植物は別にしまして、動物はそのような観点も必要かとは思っておりますが、皆さんの検討項目でございますので。

【会長】

まあどうしても希少生物の場合は保護の方がまず第一歩に先に出ますから、それでその保護というものの上に立って生活というものをいかにしていくか。人間の方がどういうふうに分たちの生活を守っていくかと。それに対して県がどういうふうに対応していくかと。こういうふうなことに最初はなるんだろうと思いますが、まあそのへんのところも十分最初から希少生物保護というのは最も強くやるんだとかいろいろあると思いますが、それは十分この部会で御審議願いたいと思うんです。

他にどなたか御意見ございましょうか。

はい。

【委員】

絶滅は地域で始まるとよく言われるんですが、今回徳島県でも保護条例ができるということは大変意義深いことだと思います。それで県からの御説明も聞かせていただいて、内容的にもよい条例ができるんじゃないかと大いに期待をしているところなんですが、あえて二つほど、まあ些細な意見なんですけれどもお願いしたいということで述べさせてもらいます。

まず一つ目はですね、希少種の保護はですね、生息・生育する場所の保護が重要であるということをまず県民が理解しやすくする工夫とか、あるいは生息・生育地の保全活

動にですね、つながるような仕組みづくりを期待したいなと思っております。といいいますのは、希少野生生物と今回特定されていることに関してなんですが、通常希少と特定しますと、一般的には個体本意に意識が偏るおそれもあるんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、希少種の保護にはどんな意味があって、あるいはどう対処しなければならないか、などということをですね、生息・生育する土地を保護するということの重要性とか、あるいはその生物多様性保全の意義とかいうことをしっかり伝えていただきたいなと思ってます。

それと二つ目は、減少の一途を辿ってます平地林とか、あるいは自然草地、そして里道とか水路の保全策ですね。こういった点にも着目していただければなというふうに思います。

私は、田舎に住んでいるんですけども、希少とは言われないもののですね、最近ごくごく身近なスズメですとか、あるいはヒバリですとかツバメ、それとかアシナガバチですかね、当然カブトムシとかクワガタなんかもほとんど目にしなくなったんですが、キリギリスとか田んぼであればトノサマガエルなんかもそうですけど、身近に目にする機会が少なくなっていると実感しています。こうした現象はですね、当然ながら生活様式の変化とか、農業の近代化というのは言うまでもないんですけども、河畔林とか雑木林などの平地林、それから自然の草地ですね、こういった身近な環境の減少が要因ということは明かと思うんですけども、今後これらに加えてですね、里道とか水路、いわゆる赤線とか青線の国有地がですね、市町村にも払い下げになったということから、今後この赤線、青線の利用や管理の仕方が憂慮されるところじゃないかなというふうに感じてます。この赤線とか青線は、自然保護の意味ではですね、非常に見過ごされがちなんですけれども、国有地であったということから地域での開発行為から免れてきたということも言えるんじゃないかなと。そういうことで、自然の質の意味では評価は低いと思うんですけども、地域レベルのビオトープネットワークといいますか、そういった点から見ますと、機能は期待できそうなと思ってます。そういった点で、こうした赤線、青線等のですね、適切な保護とか保全の対象の一つとしてご検討に加えていただければなというふうに思ってます。ちょっと長くなりましたが、以上です。

【会長】

はい、有り難うございました。

事務局の方で、ただいまの発言に関連した国有地の問題で何か御説明ありますか。

すぐにございせんか。

他にどなたか御発言ありますか。

はい、どうぞ。

【委員】

私なんかこういう発言をできる立場でもないと思うんですけど、委員の方はいろいろ勉強をされて、いろんな状況もご承知だと思いますけど、私がこの前にある人からちょっと見学をしてほしいということで、開発をしている山林のところをちょっと拝見させてもらったんですけど、かなり非常に痛々しい状態の山林がたくさん目に写ったもので、それは産業、企業の発展でそういうのが必要な時もあると思うんですけど、やっぱり住まれている住民の方の意見も聞いたりとか、あと保護の立場からも、また委員の方もその現場に行ける人で行ったりして、その場所を見てまたどういう形にすればいい方法がとれるかとか、そういうのも一度現場を見てからそういう形で決めるのもちょっといいのではないかなと思いました。すいません、出すぎた言葉かもしれませんが、ちょっと思ったもので、ついそういう発言をさせていただきます。以上です。

【会長】

はい。

今の発言で、何か事務局御発言ありますか。

【事務局】

やっぱり現場の実態というか、知っていただいて検討していただくというのは非常に重要なことだと思っております。先程の赤線（里道）等も委員の方々に各自見ていただきまして、野生生物がたくさん住んでいる場所になっておりますので、そういうのも検討の際に参考にいただければいいかなと。非常にいい意見をいただきまして有り難うございます。

【会長】

こういうふうな保護の場合には、やはり難しいのは民有地の開発に対してはですね、なかなか行政といえどもそう力はあまりないということがありますわね。

他にどなたか御発言ありでしょうか。

はい。

【副会長】

議事進行なんですけどね、いずれどっかの部会に付託するということになりますね。

当然想定されている部会があるわけですけども、その部会でこういうところも議論して下さいよという注文を今日の総会に出席される方がすると。県にものを申すんじゃないしに、部会にものを申すという方が僕は建設的な話だと思うんですね。だから県がいちいち答えることはないですよ。

ですから自然保護部会にかかるんでしょうけども、自然保護部会のメンバーの方々はこれから大いに発言をする機会がある、というのも審議してもらわなきゃいけないわけですけども、それ以外の部会の方々がこういうことも忘れずに議論してちょうだいよという御意見を今日出していただくということが大事なんじゃないかなと思いますよ。

【会長】

はい、有り難うございました。

発言された内容について、議長がいろいろ言うよりも、県の方がそれに関連した御説明をした方が、発言した委員に親切かというふうなつもりでこちらが県にお願いしておるわけで、別に大義はございません。まあいつものように諮問する、審議をお願いする部会は、これはまあご存知のように当然これは自然保護ですから、自然環境部会に付議するというのは誰しも推定しておられると思います。ですから、その部会以外の委員の方の発言は是非お願いしておきたいんですが、しかし部会での審議内容については総会にもその都度ある程度まとまれば諮ることにしておりますので、他の委員の先生方の発言のチャンスもございます。そういうことがあるんですが、是非この審議に入る部会に対して、御意見あるいは注文など、部会に属さない委員の先生方の御発言がありましたら、非常に参考になろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

はい。

【委員】

この部会には参加していないんですけども、今後の是非検討していただきたい事を一点お願いしたいと思います。

それは工事等における配慮ってところですね、公共工事における希少野生生物保護の推進というふうにあるんですけども、この公共工事を計画する段階から、まあ例えば自然保護団体とか住民の方とか、市民の意見も聞く場といいますか、計画に際してそうした市民が参加できるような場っていうのも是非検討してつくっていただきたいなと思うんです。計画ができてから実施というふうなところでやっと公開されて、市民がびっくりというようなことがないようにしていただければと思うんですけども。

【会長】

その問題は、県側も十分考えておるいつもの問題になるんですが、何か御発言ございますか。

他に何か御発言ありますか。

はい、どうぞ。

【委員】

近年のいろんな開発でゴミの集積とか、それからいろんな建設資材の廃棄とかそんなんでかなり地域が傷んでいるところが多い。特に徳島周辺には多いと思います。それは地下水が影響して、そして生物はそういうような影響を受けておるとか、各地にあります。例えば最近見たんですが、しらさぎ台の近くに一部造成地がありますが、この地下水が明らかに何か造成地の地下水に混合している。そして、その流れの中にいろんな藻とかそういうようなのが消えておる。入ってない。いつもはあるんだけどそれがなくなる。それが何かの形で出ておるわけです。それからこれもすでにもう昔の問題であって、板東谷川のあたり、あれは随分廃棄物を埋めていると思われます。話によると谷川の魚ですとかもういないとか。ダムが開発によって埋まってしまったとか。川底があがってしまったとか。そんな話は地域の方がやかましく言っておるわけですね。知っておるわけですが、これはもうすでに開発の以前の問題なんですが、従来の知事さんには、許認可でそういう訴えは無かったと思うんですが、以前の問題でそういうような開発についても現在に及んでおる問題があると思います。非常に関心が高い。これは今までの委員さんの話の中で全ての問題が出ておりました。この問題についても、この問題と共に十分検討して、許認可は県が行うことですので、ご検討願いたい。このように思います。

【会長】

はい。

他にどなたか。どうぞ。

【委員】

この守るために、場所だけ考えてもどうしようもないと思うんですね。生活排水だとか今お話に出ました地下水だとか、今地下水の悪化がすごく問題になってますね。農薬とか消毒とかいうのも非常に大きな問題になってくるので、しっかり水のことも議題にのせていただいて検討していただけたらと思います。

【会長】

はい。

どうぞ。

【委員】

私が申し上げてみたいということは、これまあ希少生物の保護という条例の制定ということですから、そのことが主題となっておることはよく認識しておるわけでございますけれども、私は那賀奥の木頭林業という地域で生活をしておる者でございます。そういうところで問題になってくるのは、林業というものをもって生活をしておると。こういう問題は今までも新聞等でもよく問題になることでありますけれども、じかに私がそういうところで生活をしておるということになりますと、希少生物の保護という問題と、スギによって生活をしておる我々ということとの問題については、条例制定の時分に一つ観点をそういうことも念頭に置いた条例の制定ということについてお考えをいただければ有り難いと。こういうように私は思っております。以上です。

【会長】

他にどなたか御意見ございましょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

ちょっと逆説的な意見を出させていただきます。

この会議っていうのが、固有種とか希少種を大切にするっていうのが基本的な考え方ですが、それに対して常々ニホンザルとタイワンザルの交雑種の駆除があちこちで行われていますことについて、どう考えたらいいのかと思うことがあります。今回のことに関しましても、保護と介入を区別して考えてほしいという考えがあります。

保護っていいものは、人間が環境を破壊するためによって行われてきた絶滅希少動物を保護することは非常に大切なことだと思うのですが、必要以上の介入はライン引きをしておいていただいた方がいいんじゃないかなと思います。今の全体の流れからいうと反論的になるのですが、人間の歴史を見ましても、民族移動があって交雑しているんな今の人間ができてきていますし、だから生物に関しても自然淘汰っていうことが行われて今の世界がなっているわけで、そういう観念も持った上で条例制定していただけたらいいなという感じがいたします。いつもタイワンザルが殺されるっていう情報を見るたび心が痛みます。

【会長】

他に何か御意見ございましょうか。

もし御質問がないようでしたら、このへんで一応御質問をうち切りまして、説明がありました条例制定の必要性とか検討スケジュール、あるいはいただきました各委員の先生方の意見を踏まえて、今後具体的な審議を進めさせていただきたいと思います。

たびたび申し上げますように、この審議の方法は当審議会というのは委員全体で構成する総会と、各委員さんに割り振らせていただいた部会で構成しておりまして、部会のご存知のようにそこにありますが、環境政策、生活環境、自然環境、鳥獣、温泉の各部会がございます。今回の案件というのは、希少野生生物の保護に関する条例でございます。その基本的な考え方、条例に盛り込むべき内容の検討などが主な審議事項になるわけでございますので、自然環境部会の所掌になろうかと思います。それでこの審議会の運営規程第6条第1項の規定に基づきまして、この案件を自然環境部会に付議いたしまして、具体的な内容をつめていただいた上で総会に御報告いただくということにしたいと思いますが、このことにつきましてどなたか御意見ございましょうか。

特に異議ございませんでしたら、自然環境部会で御審議をいただくことにしたいと思います。

自然環境部会の各委員の皆様方の協力をよろしくお願いいたします。

なお、部会での審議状況などの問題は、節目、節目に総会で御報告いただきまして、全体の委員の先生方の意見も部会の先生が聞けるような形で進行させていただきたいと思います。

本日の総会の議事は以上で終わりですが、事務局の方で何かございましょうか。

【会長】

特にありませんか。

【副会長】

政策部会からちょっと中間報告。

【会長】

政策部会の中間報告があるそうでございますのでお願いいたしたいと思います。

【副会長】

政策部会に環境教育に関する諮問がかかっているわけですがけれども、これまで2回政策部会を開きまして、諮問を受けた時の総会で政策部会以外の先生方からいろんな御

意見をいただいたのも参考にしながら審議を進めております。今のところこういう方向でおるということを御報告しておきます。

環境教育の基本方針につきましては、既に政府が閣議決定で一つの大枠を既に持っているわけですが、徳島でせっかくつくる以上ですね、非常に何といいますか、優等生的な、全国どこでも通用するけれども、各地域の実状はあまり加味されていないというもののミニチュア版をつくってみても仕方がないと。むしろ徳島の環境が少しでもよくなる方向に役立つ環境教育の基本方針にしてはいかがであろうかということで議論を進めております。

その具体的なやり方といたしましては、いろんな環境分野があるわけですが、例えば地球温暖化から始まりまして、ゴミもあれば水の問題もあれば森の問題、いろいろあるんですけども、徳島で是非これから守らなければならない環境分野でどういう教育が必要かと。それから徳島だからこそできる環境教育というのはどういうものなのかと。そういうかなり具体的な環境分野についてどういうことが必要なのか、そのためにはどういう基本計画を立てなきゃいけないのかと。そういうかなり具体的な議論を進めております。この16日に第3回目の会合を開くわけですが、そこではある程度どの環境分野を重点的に考えていくかということを絞っていきけるのではないかなと思っております。まだスケジュール的にいいますと、入り口に立ったばかりでございますので、政策部会以外の委員の皆さんからも御意見がどんどん寄せられることを一つ期待いたします。私に直接でも結構でございますし、事務局を通してでも結構でございます。今のところの方向を御報告しておきます。

【会長】

はい、有り難うございました。

それでは、これをもちまして、環境審議会の総会を終了いたします。

どうも議事の進行につきまして御協力有り難うございました。

【司会】

有り難うございました。

最後に飯泉知事より御礼を申し上げます。

【飯泉知事】

今日は徳島県希少野生生物の保護に関する条例、まだ仮称でございますが、そのあり方について御諮問をさせていただいたところ、会長さんをはじめ皆様には活発に御提言、

あるいは御意見を賜りまして誠に有り難うございます。

今後は今会長からありましたように、自然環境部会の方に場を移して御審議をいただくわけでございます。部会長さんをはじめ、皆様にはどうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。そして徳島らしさというものを出せるような、そういう形で我々としても進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

本日は本当にどうも有り難うございました。

【司会】

以上をもちまして、徳島県環境審議会 総会を閉会いたします。

どうも有り難うございました。

なお、ただいま自然環境部会に付議されました「徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方」についてですね、自然環境部会を１４時４５分ぐらいから、もう一度この場所で開催することといたしますので、部会の委員の皆様におかれまして、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 了 -